

## タクシー事業者運行支援緊急対策交付金 Q&A

### Q 1 対象車両は？

申請日時点において県内でタクシー事業用自動車として岩手運輸支局へ登録されている車両が対象です。

### Q 2 申請日時点までに減車した車両は対象とならないのか？

対象となりません。

### Q 3 申請日時点で休車している車両は対象となるのか？

#### ○ コロナ影響相当分（車両 1 台当たり 2.5 万円）

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置により休車している車両は対象となります。ただし、期間限定減車をしている車両は、タクシー事業用自動車の登録上、休車ではなく減車扱いとされていますので対象となりません。

#### ○ 燃料費高騰分（車両 1 台当たり 1 万円）

新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置により休車している車両のうち、令和 5 年 10 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の間運行に供する予定期間が 3 カ月未満の車両は対象となりません。

### Q 4 特定大型、大型車両も対象となるのか？

タクシー事業用自動車として登録されていれば対象となります。

(参考)

特定大型車	乗車定員 7 名以上
大型車	乗車定員 6 名以下かつ排気量 2 リットル以上
普通車	乗車定員 6 名以下かつ排気量 2 リットル以下

### Q 5 福祉タクシー車両も対象となるのか？

タクシー事業用自動車として登録されていれば対象となります。ただし、福祉輸送事業限定事業者の車両は対象となりません。(特定の顧客を輸送するものであるため)

### Q 6 市町村等から委託を受けて運行しているコミュニティバス車両も対象となるのか？

委託料の中に交付金の算定基礎としている車両の維持管理に要する費用が含まれていることが想定されるため対象外とします。